

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）実施方針骨子に対する意見、要望一覧

H27.7 栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室

No.	項目	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
1	事業目的	p.1	1	(1)	ウ		運営事業者が国体等大会に関わるコストの算定は難しい。大会に伴い発生する費用は実費+経費で精算するようお願いしたい。
2	事業目的	p.1	1	(1)	ウ		防災拠点としての機能に関する言及がないが、防災及び避難所としての機能に関しては、可能な限り具体的に示されたい。
3	事業目的	p.1	1	(1)	ウ		今回のPFI事業における地域経済の発展（地方創生）について具体的にどの様に考えているか示されたい。
4	自由提案施設	p.2	1	(1)	エ	(オ)	事業者が「自由提案施設」で「自由提案事業」（営利事業）を行う場合、自由提案施設の賃料は無料、自由提案施設の光熱水費は本施設の光熱水費として計上できるようなスキームが望ましい。
5	自由提案施設	p.2	1	(1)	エ	(オ)	事業地での自由提案施設（独立採算事業を営む施設を新設し、事業期間内で投資回収すること）は、事業者にとってハードルが高いものと思料する。
6	自由提案施設	p.2	1	(1)	エ	(オ)	県として、自由提案施設はどのようなものを想定しているか示されたい。
7	事業範囲	p.2	1	(1)	キ		観覧席のうち、仮設観覧席は建設業務の備品調達として考えるのかどうか示されたい。 また壁面収納観覧席は固定席として捉えるのか、可動席として捉えるのか示されたい。
8	事業範囲	p.2	1	(1)	キ		体育館分館の業務範囲（運営・維持管理業務、長期修繕（設備機器の更新や小規模模改修等））について明確にされたい。
9	事業範囲	p.2	1	(1)	キ		体育館分館の業務範囲（運営管理のみの指定管理かどうかや運営方針、SPC側が考えなければならない事業など）を具体的に示されたい。
10	設計業務	p.2	1	(1)	キ	(ア) a	事前調査及び関連業務とあるが、要求水準書で求める環境基準については、事前に昼夜での現状調査をお願いしたい。 また、地下水位の変化について通年での調査をお願いしたい。
11	設計業務	p.2	1	(1)	キ	(ア) a	関係機関（県各部、警察、消防、電力、ガス、上下水道、保健所、協議団体等）との事前協議内容を公開されたい。 当選後の関係機関との協議により発生する追加コストは全額を発注者負担とするようお願いしたい。
12	設計業務	p.2	1	(1)	キ	(ア) a	効率的に設計業務を進めるため、設計協議は、毎回、事前に事業者は質問要望事項や図面等を、発注者は質問・指示事項等を提示し、お互いに回答文書を用意して協議を行うようお願いしたい。

No.	項目	該当箇所						意見、要望の内容
		頁	見出し符号					
13	設計業務	p.2	1	(1)	キ	(ア)	a	設計協議で、発注者からコスト次第で設計変更を指示したいとの要望が出て、設計の実務作業が進まない事例が多くある。 設計・施工期間に余裕がないため、設計変更の協議は、コストに係らず設計を変更するものに限定されたい。 また、概算コストを試算する場合には、概算見積図面の作成費用と積算コストの精算をお願いしたい。
14	設計業務	p.2	1	(1)	キ	(ア)	a	本施設はリンク栃木のホームスタジアムになることが予定されているが、リンク栃木の意見、要望があるのであれば、要求水準に明記されたい。
15	建設業務	p.2	1	(1)	キ	(ア)	b	備品等の調達・設置業務とあるが、建築備品(竣工検査までに設置する物)の調達・設置は建設業務、他の運営備品(竣工検査後に搬入する物)の調達・設置は運営業務の業務範囲としていただきたい。
16	運営業務	p.2	1	(1)	キ	(イ)	a	ネーミングライツの導入に関する考えを示されたい。
17	運営業務	p.2	1	(1)	キ	(イ)	a	施設の利用予約に関して、施設予約システムを本事業内で整備するのか、現在県で利用している予約システムを利用するのか明示されたい。
18	運営業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	a	スポーツ・健康づくり事業等運営業務とあるが、スポーツ・健康づくり事業等運営とは具体的に、県のどの事業のどの部分をどのように運営する業務なのか、県からの補助金等はあるのか、今までの運営状況を開示されたい。
19	運営業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	a	トレーニング指導業務とあるが、「トレーニング指導」では対象範囲が広すぎる。具体的にどのような業務内容か、県からの補助金等はあるのか、既存施設での今までの指導状況を開示されたい。
20	運営業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	a	事業者が「自由提案事業」を行う際、何らかの制約条件を付与する場合には、その条件を実施方針など早期に提示されたい。
21	運営業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	a	スポーツと自然環境を組み合わせた企画実施が可能か否かを示されたい。
22	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	既存施設の指定管理では年数を経過した施設の検査・修繕費用は実費精算としている事例が多数である。体育館分館を事業範囲に含める場合には実費精算とするようお願いしたい。
23	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	事業者として必ず用意しなければならない備品(仕様や基準、メーカー指定があれば明記)と数量、更新条件を示されたい。 また、発注者が持ち込む備品の情報(サイズ重量性能等、保守契約の有無、耐用年数、購入品かリース品か、管理方法、更新費用が事業者負担の場合は購入価格等)を提示されたい。
24	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	提案から植栽・外構計画を変更した場合や温暖化・気象変更等により維持管理費用が増加した場合は、発注者の費用負担とされたい。

No.	項目	該当箇所					意見、要望の内容	
		頁	見出し符号					
25	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	環境衛生管理業務は、ビル管理法に定められている業務と同一か否かを明示されたい。また、異なる場合には具体的な業務内容を提示されたい。
26	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	修繕業務とあるが、業務内容は日常の小規模修繕とし、施設の利用を一定期間休止し、外壁の全面塗装や設備機器・配管等の更新を行うような大規模修繕は含めないようお願いしたい。
27	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	駐車場管理における有人無人の別、有料無料の別を明示されたい。 また、イベント時は、主催者が管理に要する費用を負担するようお願いしたい。
28	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	(大規模修繕が業務に含まれる場合) 大規模修繕は選定事業者にとって一時的に多額の支出を要する業務となり、また実施時期が事業の終盤になると想定されるため、PFI事業で一般的なサービス購入料の均等払いでは物価変動や材料・人件費の急激な上昇には適正に対応できない。 よって、大規模修繕を本事業の業務範囲には含めないよう要望する。 また、大規模修繕を本事業の業務範囲に含める場合は、均等払いされるサービス購入費には含めず、実施時期に一括で支払われる一時金として取り扱うよう要望する。
29	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	最近のPFI事業の公募では、大規模修繕を実施するかどうかを応募事業者の提案に委ねるとした案件も見受けられるが、大規模修繕費を見込んだ応募者と見込まなかった応募者では提案事業費に大きな差ができる。このような条件での公募を予定している場合は、大規模修繕を見込んだ場合と見込まない場合とで予定価格を2通り設定するなど、応募事業者の公平性を確保するための選定基準を設けるよう要望する。
30	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	施設の更新業務(例・プールのろ過システム・空調等の各種熱源機器の更新等)が、選定事業者の業務範囲(維持管理業務の建築物、建築設備、備品等保守管理業務)内に含まれるか否かを明確にされたい。
31	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	事業費算定上、駐車場について無料有料の別を明示されたい。
32	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	修繕業務の費用は各年度ごとの変動が大きいことから、コストアップを避けるために、平準化払いの項目から除外し、各年度の支払額は、事業者の提案に基づくようにするのが良い。
33	維持管理業務	p.3	1	(1)	キ	(イ)	b	駐車場を有料とし、利用料収入に駐車場利用料金を含める場合、周辺の駐車場と利用料金の条件が同じでないこと、収入を想定することは難しい。 したがって、駐車場の利用料金の条件は、周辺の駐車場と同じ条件を設定するのが良い。
34	選定事業者の収入	p.3	1	(1)	ク			施設利用料収入として、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を含め、県、県の関連団体の施設利用による減免が適用される場合、利用状況によって収入が大幅に減少することが考えられる。発注者側が費用補填するスキームとする等、事業者の過大なりスクとならない仕組みとしていただきたい。

No.	項目	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
35	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア) a	工事金額が大きいため、着工時の前払金（請負金額の40%）及び中間前払金（請負代金の20%）の適用をお願いしたい。
36	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア) a	平成28年（2016）年4月の公告（事業予算の公表）から建築工事の着工までに2年半程度を要すると思われるが、その間、工事費用のさらなる上昇や技能労働者が不足すると思われる。 第1回説明会で総事業費約150億円（全体構想策定時）との明記があったが、全体構想策定時からの予定価格の見直しをどのように行うのか。 公共単価、建設費指数などによる見直しが考えられるが、それらは市場の実勢価格と大きく乖離している。 公告時（2016年4月）の市場の実勢価格を基にした予定価格の設定、価格根拠の開示、及び、公告からの物価スライド金額も市場の実勢価格を適用するようお願いしたい。
37	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア) a	多くの公共工事で、市場の実勢価格と公共単価の乖離により発注者から支払われる物価スライド金額が実情を反映していない。 施工者に負債が発生しない仕組み（公共単価ではなく市場の実勢価格による見積内訳書の提出、実勢価格による物価スライド金額の清算、事業者の経費率の承認、1%等の足切や歩切の廃止、竣工時の最終清算など）をお願いしたい。
38	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア) a	入札にあたって、事前に東京オリンピックや震災復興事業等の影響を予測するのは不可能である。 については、発注者による実施設計図面の承認後に、発注者及び事業者は工事費の見積作業を行い、発注者と事業者で工事費の支払い金額について協議し、金額合意が出来てから資機材等の発注や協力業者の手配などを行い工事を開始する。金額合意ができない場合には、発注者は設計・見積費用等の経費清算を行い、事業者は一切の費用負担無しで、契約の解約ができるようお願いしたい。
39	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア) a	今後の建設価格の上昇により、発注者と事業者で物価スライド金額の合意ができず工事に着手できない可能性がある。 合意できない場合、事業者として工事原価（複数協力業者の見積、発注書、支払い金額等の全ての情報）を開示するので、工事原価＋仮設経費＋事業者経費＋事業者の適正利益で工事費を清算していただきたい。
40	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア) a	工事金額が大きいため、毎月協力業者へ多くの支払いが発生するが、出来高検査後の支払や、物価スライド金額の支払いが遅れた場合には、金利が無視できないほどの金額になる。年複数回の出来高検査と、検査翌月の支払が遅れた場合の金利は発注者負担とされたい。
41	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア) a	設計・建設業務費用の対価の支払い方法については、業務期間中、業務の進捗状況に応じて支払われる仕組みを要望する。

No.	項目	該当箇所					意見、要望の内容	
		頁	見出し符号					
42	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア)	a	本事業に興味がある企業は既にある程度の準備をすすめていることが想定されるが、民間事業者にとってPFI事業の応募に係る費用は過大な負担であり、入札不調や入札辞退は大きな経費負担となっている。 このような民間事業者の負担や努力を無駄にしないためにも、また、官民双方における入札不調による再募集（応募）手続の時間や経費を発生させないためにも、昨今の実勢価格を反映させた適正な入札予定価格を設定されたい。
43	設計・建設の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア)	a	施設整備の対価として、交付金等を原資とする一括支払い分と割賦支払い分のおおよその比率を示されたい。
44	運営・維持管理の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア)	b	運営・維持管理の対価は、運営・維持管理期間にわたり均等に支払われるものと思料するが、事業期間の後半に多く見込まなければならない計画修繕費等の修繕・更新費は、選定事業者にとって一時的に大きな支出となる。 今後は物価上昇が進展すると見込まれるが、物価変動に伴う事業費改定では年度毎の物価指標の変動幅により年度毎のサービス購入料を改定する手法が一般的で、一時的な支出を要する修繕費全額の物価上昇には対応できていない。 応募事業者は提案段階で修繕計画を提案するのが通例で、当該修繕計画に基づき修繕費総額を積算するので、計画修繕の実施時期も明確になる。そのため、計画修繕費については提案時期と実施時期の物価指数の変動幅で改定されたい。
45	運営・維持管理の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア)	b	本事業においても物価変動に伴う事業費改定が行われるものと思料するが、採用する物価指標については、運営・維持管理費に対してひとつの指標で対応するのではなく、それぞれの業務項目に合わせて最も物価変動を反映させている指標を個別に設定されたい。
46	運営・維持管理の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア)	b	運営・維持管理の対価について、不確定要素、不可抗力による需要変動リスクに対する考えを示されたい。
47	運営・維持管理の対価	p.3	1	(1)	ク	(ア)	b	運営・維持管理の対価について、物価変動に伴う費用の見直しが想定されるが、見直しを行う際の使用する指標については、日本銀行公表の「企業向けサービス価格指数」とせず、厚生労働省公表の「最低賃金」もしくは「勤労統計調査」を採用いただきたい。昨今、日本銀行統計については5年毎の基準改定があることやその改定による前後の不整合の存在が確認され、PFI事業等の長期事業にはそぐわない。
48	運営・維持管理に要する光熱水費	p.3	1	(1)	ク	(ア)	c	光熱水費に相当する対価について、「あらかじめ定める額を支払う」とあるが、光熱水費等（ガス・電気・上下水道・ガソリン・重油等）の単価変動分や温暖化・気候変動等による支出増加分については事業者で事前に予測し入札価格に反映できるものではない。単価変動や温暖化・気候変動があった場合には、その都度、発注者負担で清算されたい。 なお、変動から清算までに時間を要した場合には、その間の金利は発注者負担とされたい。

No.	項目	該当箇所					意見、要望の内容	
		頁	見出し符号					
49	運営・維持管理に要する光熱水費	p.3	1	(1)	ク	(ア)	c	光熱水費の単価は、選定事業者の選択により様々な価格設定が可能になるものと思われるが、選定事業者には想定できない事象が価格を変動させているのが実態である。 当該光熱水費の変更に際しては、物価指標ではなく、供給事業者の実勢価格を反映させるなど、選定事業者の過大なリスク負担とならない方法を検討されたい。
50	運営・維持管理に要する光熱水費	p.3	1	(1)	ク	(ア)	c	水道光熱費について、前項同様リスクに対する考えを示されたい。
51	運営・維持管理に要する光熱水費	p.3	1	(1)	ク	(ア)	c	県のサービス購入料（運営・維持管理に要する光熱水費）には、県外の競技団体(例、全国規模の競技団体・大学等の学校関係)の専有利用に係る光熱水費も含まれるか否かを明確にされたい。 また、「（運営・維持管理に要する光熱水費は）事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり支払う」とあるが、経済状況の変化（エネルギー価格の高騰）等による見直しを行うか否かを示されたい。
52	運営・維持管理に要する光熱水費	p.3	1	(1)	ク	(ア)	c	光熱水費に関しては、公的大会やリンク栃木の試合開催数、気候条件や単価変動等の事業者側でコントロールすることができない多くの変動要因がある。 事業者側でコントロールをすることのできないリスクについては、自治体でのリスク負担をお願いしたい。
53	運営・維持管理に要する光熱水費	p.3	1	(1)	ク	(ア)	c	施設を新設する場合、光熱水費は、長期の需要を正確に予測することは困難である。 物価変動だけでなく、需要変動についても、官民の適正なリスク分担となるよう、改定条件を検討されたい。
54	運営・維持管理に要する光熱水費	p.3	1	(1)	ク	(ア)	c	光熱水費は近年上昇傾向にあり、年度を重ねる毎に支出が増加する可能性がある。電気・ガス・水道の使用量については、事業者で多少コントロール可能だが、単価の変動は不可能である。適切な物価スライドを導入する等、事業者の過大なリスクとならない仕組みとしていただきたい。
55	運営・維持管理に要する光熱水費	p.3	1	(1)	ク	(ア)	c	光熱水費の需要変動リスクは選定事業者の負担とすることが一般的だが、PFI事業のような新築物件では、過去の実績データがないため建築スペックから選定事業者が設定するものと思われる。 施設供用後の使用量実績と、この予測使用量との乖離は、官民双方にとって大きなリスクとなる。 提案入札時の光熱水費は応募事業者の提案に委ね入札価格に含めることはやむを得ないが、供用開始後の光熱水費の支払いは実績精算とし、入札価格より下振れた場合は選定事業者の削減努力のインセンティブとして一定比率分を事業者に戻元するなどの手法を検討されたい。 （施設利用率の低下により光熱水費が下振れることも想定されるが、この場合は利用料金収入も下振れることになるため、選定事業者はリスクを負担していることになる。また、入札価格より上振れた場合は、選定事業者の負担とすることは当然である。）
56	利用者から得る収入	p.4	1	(1)	ク	(イ)		利用料金の設定は、事業者が適宜、最適な金額を設定できるように仕組みとするようお願いしたい。

No.	項目	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
57	利用者から得る収入	p.4	1	(1)	ク	(イ)	各種競技団体の専有利用に係る施設・設備利用料についても提案時の利用料金がSPCの収入になるか否かを示されたい。
58	利用者から得る収入	p.4	1	(1)	ク	(イ)	「利用者から得る収入」をどの程度見込んでいるのか示されたい。
59	利用者から得る収入	p.4	1	(1)	ク	(イ)	想定している料金形態や料金単価を明示されたい。
60	利用者から得る収入	p.4	1	(1)	ク	(イ)	公的大会や県および県関連団体の事業等は、事業者より優先的に施設を利用することが想定されるが、収支見込に大きな影響を与えるため、優先利用の予定（日数・時間数等）について明示されたい。 また、当該事業は減免措置されると想定されるので、減免基準等も明示されたい。
61	利用者から得る収入	p.4	1	(1)	ク	(イ)	平成34年に栃木国体が開催されるが、国体の前後では減免団体、その利用割合等が異なり、利用料金の収入額が大きく変動することが予想される。 そのため、国体の翌年（平成35年）までは利用料金収入の変動リスクは自治体で負担頂きたい。
62	受講料収入	p.4	1	(1)	ク	(イ) b	受講料の設定は、事業者が適宜、最適な金額を設定できるような仕組みとするようお願いしたい。
63	自由提案事業により得られる収入	p.3	1	(1)	ク	(イ) c	自由提案事業の行政財産使用料については、自由提案を実施する企業が、事業計画を立てやすい条件を設定する方が、より魅力的な提案につながる可能性が高まる。 高い使用料や事業費に連動するような条件の場合、候補企業が限られてしまう。
64	自由提案事業により得られる収入	p.4	1	(1)	キ		事業者が施設の一部を使用して自由提案事業を実施する場合において、使用料（賃料）が発生する場合、対象範囲は事業者が専有する箇所（食堂・喫茶であれば厨房・従業員控室等）のみとするなど、事業者の過大な負担とならないよう使用料の軽減を検討していただきたい。
65	自由提案事業により得られる収入	p.4	1	(1)	ク	(イ) c	運営事業者が個人利用者に対して、月会費を徴収して利用者数の拡大を図る提案事業(会員制のスイミングスクール事業等)が可能か否かを示されたい。
66	選定基準	p.4	1	(2)	ア		VFMのパーセンテージはどの程度を見込んでいるか示されたい。
67	募集及び選定スケジュール	p.5	2	(2)			平成27年11月～12月頃の意見交換会(第3回説明会)には日本水泳連盟の同席をお願いしたい。
68	落札者選定基準等	p.6	2	(4)	ア		落札者選定基準等は、入札公告時に公表するとあるが、審査の過程で、提案書、設計図書が要求水準書を満たしていない場合には、その内容を具体的に公表されたい。

No.	項目	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
69	落札者の決定	p.6	2	(4)	イ		落札者を決定した後に協議を行い、協議が整った場合には基本協定を締結するとあるが、どのような協議の内容を想定しているか明らかにされたい。 また、入札前に基本協定書や事業契約書について弁護士の意見を反映した協議ができない状況にも関わらず、当選後は既に役所内・議会・委員会等で説明済みとの理由で片務契約の是正協議が行われない事例がある。 決定後の協議では、双方の弁護士意見に基づき、基本協定書や事業契約書等の片務契約の是正について誠実な対応をお願いしたい。
70	落札者の決定	p.6	2	(4)	イ		協議が整った場合には基本協定を締結とあるが、提案書提出後の資料提示や補足説明、要求水準書の不備や説明不足に起因する発注者と事業者の解釈の齟齬、協議での要望・指示・意見に対応する費用は全て発注者負担とされたい。
71	落札者の決定	p.6	2	(4)	イ		日本水泳連盟等の団体関係者が採点に関与したり審査委員になる場合、審査の公平性の確保をするために、審査員氏名・所属団体の公表をお願いしたい。
72	落札者の決定	p.6	2	(4)	イ		落札者の決定・評価で、提案した内容について一部に改善が必要などの指摘が付く場合があるが、審査の過程で判断を先送りした内容や指摘事項の改善に要する費用は発注者負担とされたい。
73	基本的な考え方	p.7	3	(1)			昨今の建設費の急騰傾向は今後も継続すると考えられることから、施設整備期間中の物価変動は、単品スライド方式ではなく、建設工事費総額を物価変動に応じてスライド可能な条項を設定し、その基準日を入札日とするなど実情に応じた柔軟な措置を強く希望する。
74	基本的な考え方	p.7	3	(1)			不可抗力の発生に伴う事業契約の解除・中断、施設の損壊・損傷などの場合の増加費用に対する取り決め案を事業契約書案で具体的に提示されたい。
75	基本的な考え方	p.7	3	(1)			『事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率の変更）、新設に伴うリスク』は事業者負担とされるケースがあるが、その場合には「ただし税制変更に起因して事業継続が困難になるなど事業遂行上重大な支障があると合理的に判断される場合は協議事項とする」という但し書きを付与されたい。
76	基本的な考え方	p.7	3	(1)			リスクは、リスクを回避できる者、コントロールできる者が、発注者から提示された条件を基にコストを提示し分担するものである。 また、リスクは帰責者負担が原則である。事業者がコスト試算できないリスクや帰責者が特定できないリスクは発注者負担とするようお願いしたい。

No.	項目	該当箇所				意見、要望の内容
		頁	見出し符号			
77	県による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	p.7	3	(2)		過去のPFI事業の事例では、運営・維持管理業務を一体的なサービス提供と捉え、一体価格としてペナルティーポイントが課せられる案件も見受けられるが、民間事業者が組成するコンソーシアムでは運営業務と維持管理業務をそれぞれ別の企業が担当することが多く、それぞれの個別企業にとっては他の業務の価格範囲までペナルティーを負担することは過大なリスク負担となる。よって、ペナルティー規定を設ける場合の対象価格は、少なくとも運営業務と維持管理業務の別に対象とし、それぞれの価格の範囲内でサービス購入料を減額する措置にしてほしい。
78	県による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	p.7	3	(2)		県によるモニタリング、事業者のセルフモニタリング以外に第三者機関によるモニタリングを行う予定があるか示されたい。
79	県による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	p.7	3	(2)		要求水準書で定めたサービス水準とあるが、できるだけ数値での定義をお願いしたい。 また、その数値が現状や類似施設、一般的な公的資料の基準値より厳しい場合には特注などによりコストアップとなるので、その数値の合理的な説明をお願いしたい。
80	立地条件	p.7	4	(1)		同じ公園内にある新競技場や武道場との連携や、公園全体のプランに関連する内容の提案する場合、東ゾーン以外の計画や進行状況についてのヒヤリングが可能になるようお願いしたい。
81	施設構成	p.7	4	(2)		メインアリーナとサブアリーナの必要天井高さ等の詳細及びサブアリーナの観客席の要不要について示されたい。
82	施設構成	p.7	4	(2)		屋内水泳場の観客席の固定・可動の別を示されたい。 また、観客席2,000席に来賓席(貴賓席)等の区画(50席程度)と車いす用観覧区画も含まれるか否かを示されたい。
83	施設構成	p.7	4	(2)		第1回説明会の質疑で「今回の施設構成は、50mプール、25mプール(飛込兼用)だが、国体に対応できる」との説明があったが、国体の運営に最適な施設を設計するには、日本水泳連盟の丁寧な指導が不可欠であり、応募者全員が公正に日本水泳連盟の指導を受けられるよう配慮をお願いしたい。 また、提案書提出後の発注者や日本水泳連盟等の指示・指導・助言・提案・指摘・要求水準書の解釈齟齬・追加説明・追加資料の提示等による設計変更は、全額発注者負担とするようお願いしたい。
84	施設構成	p.7	4	(2)		円安や東京オリンピック、震災復興事業等による資機材高騰、重機や職人不足による工期遅延等が懸念される。コスト削減と国体の確実な準備のために、水泳会場については仮設にするか他県の施設を借りるなどの選択もあるのではないかと。必要最低限の新体育館の整備を行い、建設価格が安定してから標準的な水泳施設を整備する方法もある。
85	施設構成	p.7	4	(2)		新体育館及びプールの観客席は、全体の観客席数は遵守しつつも固定席及び可動席の設置割合は運営を視野に入れた座席形態で、自由に提案出来る様考慮していただきたい。

No.	項目	該当箇所				意見、要望の内容
		頁	見出し符号			
86	施設構成	p.7	4	(2)		施設のレイアウトやゾーニングに関しては出来る限り自由な提案が可能になるようお願いしたい。
87	施設構成	p.7	4	(2)		全体構想の中ではコンサートや各種イベントの開催に対応できる音響設備等の整備とあるが、今回の骨子には記載されていない。 イベント等の開催の考慮は施設の考え方を大きく左右するので、県の考えを具体的に示されたい。
88	施設構成	p.7	4	(2)		東エリアの駐車場の収容能力を上回る来場者（車）があった場合、他の駐車場も利用できるかどうか、県の考え方を具体的に示されたい。
89	施設構成	p.7	4	(2)		本施設がどこまで障害者を考慮した施設とするのか、県の考え方を示されたい。
90	事業の継続が困難となった場合における時の措置に関する事項	p.8	6			発注者が負担すべき事業の中止・遅延リスクには、「契約後のサービス対価の支払い遅延・不能に伴う事業期間の変更、延期、契約解除等に伴う追加費用、事業費の増加」が含まれていると考えているが、事業契約書案にも具体的に提示されたい。
91	その他特定事業の実施に関し必要な事項（債務負担行為の設定）	p.8	8			建設工事費の著しい上昇は、今後も継続すると予想されることから、本件の予定価格については、最近の類似の公共工事入札状況等を十分に踏まえ提示されたい。